

4	募集要項等に関する個別質問及び個別対話の期間	平成27年 4月10日 以降随時
5	参加表明書の提出期間（競争的個別対話の申込期間）	平成27年 7月 6日～ 7月10日
6	応募者との 競争的個別対話（一次審査）	平成27年 7月21日 7月28日 8月 4日 8月11日
7	応募者の参加資格審査（一次審査）	平成27年 7月29日
8	参加資格確認通知書（一次審査結果）の発送	平成27年 7月30日
9	企画提案書提出期限	平成27年12月 4日
10	企画提案書の要求水準審査（二次審査）	平成27年12月 7日～ 12月11日
11	有識者会議（仮称）による評価及び講評	平成27年12月14日～ 12月25日
12	応募者による 公開プレゼンテーション（公開審査）	平成28年 1月17日
13	選定委員会（仮称）による応募者のヒアリング及び選定	平成28年 1月19日
14	優先交渉権者等の決定及び公表	平成28年 1月下旬
15	本事業にかかる 基本協定の締結	平成28年 2月上旬
16	優先交渉権者との契約締結に向けた交渉協議期間	平成28年 2月上旬～ 平成28年 4月下旬
17	本事業の仮契約の締結	平成28年 5月
18	本事業の契約の締結	平成28年 6月
19	開発企業による開発期間及び特別目的会社による買取期間	平成28年～平成33年
20	特別目的会社による維持管理期間	平成29年～平成58年
21	特別目的会社による運営期間	平成29年～平成58年
22	特別目的会社による資産運用期間	平成29年～平成58年

11 指定管理者の指定

市は、本事業の対象施設について、特別目的会社を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者として指定することが適切と判断した場合には、当該施設の施設設置条例の定めるところにより所定の手続きを経て指定するものとする。

第3 民間事業者の募集に関する要件等

本事業の応募者に関する要件等は次のとおりとする。ただし、下記以外のことに

については、実施方針のとおりとする。

1 応募者の構成要件

(1) 応募者の構成

応募者は、契約期間にわたって、本事業の開発を監視し、開発不動産を買取り、対象不動産の維持管理、運営、有効活用を安定的に実施することが可能な複数の法人等で構成される連合体とし、その代表者を定めるものとする。

(2) 参加表明書等提出時に明示する要件

応募者は、参加表明書等の関係書類を提出する時に、構成企業及び協力企業の商号又は名称とそれぞれの担当する業務を明らかにすること。構成企業とは、市との契約締結後に特別目的会社から直接業務を受託することを予定している企業のうち、特別目的会社へ出資をする企業をいう。協力企業とは、特別目的会社から直接業務を受託することを予定している企業のうち、特別目的会社へ出資をしない企業をいう。ただし、構成企業及び協力企業として参画する企業は、他の応募者の構成企業及び協力企業にはなれないものとする（重複出資の禁止）。

(3) 参加表明書等提出後の構成企業及び協力企業の変更

参加表明書等で参加の意志を表明した構成企業及び協力企業の変更は原則、認めないものとする。ただし、市がやむを得ない事情と判断できる合理的理由が明らかな場合は、この限りでない。また、構成企業間による出資比率の変更は、市と協議の上、可能とする。

2 応募者の参加資格要件等

本事業の応募者の参加資格要件等は次のとおりとする。

ア 愛知県内に本社がある法人事業者及び愛知県内の個人事業者に限る。ただし、開発企業はその限りでない。

イ 『平成 26・27 年度西尾市入札参加資格者名簿』に登載されている者とする。

ウ 『西尾市入札参加資格停止措置要綱』による入札参加停止措置を受けていない者とする。

エ 直近1年間の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税並びに法人住民税を滞納していない者であること。なお、個人事業主の場合は申告所得税、消費税及び地方消費税、個人事業税並びに個人住民税を滞納して

いない者であること。

オ 本事業の特性や事業内容を勘案し、10年以上の実務経験を有する経験豊富なプロジェクトマネジャーを選任すること。

カ 応募者のうち維持管理を担う者は、市との事業契約に含まれる維持管理業務と同等の業務の経験を2年以内に有すること。

キ 応募者のうち開発のモニタリングを担う者は、設計監理又は施工管理の業務の経験を2年以内に有すること。

ク 応募者と連携する開発企業は、1ha以上の開発の経験を有し、かつ単一機能の開発ではなく、複数機能が互いに相乗効果を目指した開発経験を有すること。

ケ 公共サービスの運営を担う者及び公共施設の用途変更(機能変更)を担う者は、何らかの公共サービス運営の経験を有すること。

3 応募者の参加資格確認基準日

応募者の参加資格確認基準日は、第一次審査については参加表明書の提出日とし、最終審査については本事業の仮契約締結日から契約に関する議会議決日までの期間を満たすものとする。

ただし、前記2のイ及びオについては、仮契約締結日から契約に関する議会議決日までの期間を満たすものとし、エについては参加表明書の提出時とする。

4 応募に伴う費用負担

応募者は、応募に伴う費用を全て負担する。

5 公正な応募

応募者は、応募に際し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）を遵守し、後日、この法律に抵触する行為が判明した場合は、契約解除等、市の措置に従うものとする。

6 応募の無効

応募は、次のいずれかに該当する場合に無効と判断する。

- ア 提案に虚偽の内容が含まれている場合
- イ 参加資格要件を満たさない応募者が行った場合
- ウ 予定金額を超える金額を提案した場合
- エ その他、応募に関する条件に違反した場合